

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大湊村は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大湊村長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、軽自動車の所有者若しくは使用者に対し軽自動車税額を算出し賦課している。 ・住民等からの申請に基づき、軽自動車税情報から納税証明書・標識交付証明書・廃車済書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課・徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項) (3)情報提供主務省令第50条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (3)情報提供主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人の登録情報を2～3人の複数名で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	税務会計課長 加島 薫	税務会計課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	番号法第9条第1項 別表第24の項	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項) (3)情報提供主務省令第50条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (3)情報提供主務省令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加		